矢板市やいたぐらし応援補助金交付要綱に関するQ&A

Q１　プレハブの仮設住居やトレーラーハウスは補助金の対象となりますか。

A　　プレハブの仮設住居やユニットハウス、トレーラーハウスについては、原則住居とみなされていないことから補助金の対象とはなりません。

　ただし、プレハブ工法（プレファブリケーション）により建築された一般的な住宅や、建築基準法上の建築物として確認申請を行い、かつ固定資産税の対象となっているトレーラーハウスは補助金の対象となります。

Q２　以前（３年以上前）に購入しておいた用地に住宅を新築した場合は、補助金額はどうなりますか。

A　　新築住宅以外に新しく取得したものはないことから、住宅用地取得加算は対象外となります。

Q３　店舗等の併用住宅は、補助金の対象となりますか。

A　　当該建物が個人名義であり、名義人及び世帯員が実際に居住し、住居となる部分が要綱に定められている住宅の要件をすべて満たしていれば補助金の対象となります。

Q４　アパート等を一棟丸ごと新築または購入して、その一室に住む場合には、補助金の交付対象となりますか。

A　　当該建物が個人名義であり、名義人及び世帯員が同じ部屋に実際に居住するのであれば補助金の対象となります。

Q５　前の所有者が、新築として補助金の交付を受けていた住宅を、別の者が中古で取得する場合、新しい所有者は補助金の交付対象になりますか。

A　　前の所有者と新しい所有者との間に縁戚関係等特別な関係がなければ、新しい所有者も補助金の交付対象となります。ただし、前の所有者は補助金交付を受けてから５年未満に売却、譲渡等することは原則認められず、補助金の返還が必要となる場合があります。

Q６　親子が別世帯であって、子どもが親から住宅を購入した場合は、補助金の交付対象となりますか。

A　　補助金の交付を受けることのみを目的とした不自然な売買契約とみなされるうえ実質的な相続と考えられることから補助金の交付対象とはなりません。

Q７　同じ敷地とみなされる土地の中に、子どものためあるいは親のために別棟を建てた場合は、補助金の交付対象となりますか。

A　　これまでの補助制度では対象外としておりましたが、本補助金制度からは同一敷地

内に新築した場合でも対象となります。ただし、住所を異動することは必要となりますので、住替えにより住所が変わらない場合等は対象外です。例えば、親がもともと住んでいた敷地内に新たに住宅を建て、子が転入・転居してきてそこに住み、かつその住宅の登記名義人となる場合は、対象になります。また、相続や譲与など(売買契約等がなされない)の場合も対象外となります。

Q８　別々に暮らしていた親子が、親が住んでいる住宅を建て替え、同居するようになった場合は補助金の対象になりますか。

A　　新築した住宅が転入してくる子の名義であれば補助金の交付対象となります。もともと住んでいた親の名義であれば、住所移動を伴わない為、対象とはなりません。

また建て替えの際、住宅だけでなく土地も親から子へ名義変更した場合であっても、新たな用地の購入ではないため、住宅用地取得加算は対象外となります。

Q９　世帯員とはどのような人ですか。

A　　補助金の申請時点で、申請者と同居し、生計を同じくしており、住民登録上も申請者の世帯員になっている方です。

Q10　子ども加算の対象となる「申請者と同居している子ども」とはどのような者ですか。

A　　住宅の引渡しを受けた時点で、申請者の住民票に世帯員として記載されおり、かつ実際にその住居に住み生活を共にしている、満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間の子どもかつ未婚の方が、対象となります。続柄は不問です。

Q11　別荘等とはどのようなものですか。

A　　住民票を移さずに住む住居、及び住民票を移しても常時の居住となっていない住居です。

一般的にはセカンドハウスやリゾートマンションが該当します。

Q12　市区町村税等とは、どのような税金が該当しますか。

A　　市民税の他に固定資産税、都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税及び後期高齢者医療保険料などが該当します。

Q13　補助金交付請求書に添付する口座を確認するものは、どのようなものですか。

A　　通帳であれば、金融機関名、支店名、口座名義人（いずれもカタカナ）及び口座番号が印刷されたページになります。通常は開いて１ページ目になります。

ネット銀行などで通帳がない場合は、スクリーンショット等をご提出ください。

Q14　補助金の返還要件となる「不正な手段」とは、どのようなものをいうのですか。

A　　不正な手段としては、次のような場合が考えられます。

① 住居の引き渡し日等を偽って補助金の交付を受けた場合
② 架空の契約により補助金の交付を受けた場合
③ 居住実態が無い、もしくは世帯員数要件を満たすためだけの一時的な居住により補助金の交付を受けた場合
④ 申請書類に虚偽の記載をして補助金の交付を受けた場合

Q15 補助金返還の免除要件となる「止むを得ない特別な事由」とは、どのようなものですか。

A 「止むを得ない特別な事由」としては、次のような場合の転出又は住宅の売却が考えられます。
① 生計維持者の死亡、長期入院等により生活の維持が困難となった場合
② 転勤により居住することが困難となった場合
③ 近親者が重篤な要介護状態等となり、申請者世帯の他に介護可能な方がいない場合

Q16 交付を受けた補助金に、税金は掛かりますか。

A この補助金は、所得税法上の「一時所得」として扱います。補助金交付を受けた年の一時所得の合計が50万円を超える場合、その超えた分の１／２が課税所得の対象となります。詳しくは税務署または市税務課にご確認の上、申告してください。

Q17 転入者についても、矢板市が発行した完納証明書を添付するということになっていますが、納付する税目がない等の理由で発行されない場合はどのようにしたらよいですか。

A 発行されない場合は、添付は不要です。

Q18 全部事項証明書について、ＷＥＢ上での登記情報提供サービスを利用した印刷物（ＰＤＦ）で代用することはできますか。

A 代用できません。登記情報提供サービスにより取得した登記情報は、登記事項証明書に代わる公的証明書ではなく、あくまで登記内容の閲覧・確認を目的とした参考資料であることから、登記官印のある全部事項証明書を添付してください。最寄りですと大田原法務局で取得できます。

Q19 以前の制度(「暮らし」のびのび定住促進補助金)との大きな違いは何ですか。

A 大きく違うところは、親と同一敷地内で新築場合が対象となったこと、中古住宅を購入し、主要な部分へのリフォーム(50万円以上)を行った場合の加算があること、さらにリフォームを市内事業者で行った場合にも加算されることなどです。

Q20 リフォームとは具体的にどのようなものですか。

A 要綱にも定義しておりますが、中古住宅において、住宅の安全性、居住性、機能性

等の維持向上を目的に行う主要構造部、居室、台所、浴室、トイレその他生活するために必要な部分に係る工事で、50万円以上の工事としています。

例えば、中古住宅を購入して１年以内に水回りの台所、浴室、トイレなどを改修し50万円以上支払った場合がリフォーム加算対象となります。さらにリフォームを市内事業者で行った場合の加算もあります。

Q21　リフォームにはクロス（壁紙）の張り替えは含まれますか。

A　　リフォームの定義として、住宅の安全性、居住性、機能性等の維持向上を目的に行う主要構造部、居室、台所、浴室、トイレその他生活するために必要な部分に係る工事としております。単純なクロス（壁紙）の張り替えは、美観的要素が強く、生活するために必要な部分に当たらないと解します。しかし、壁の補修・修繕に伴う場合など、主要構造部（生活するための必要な部分）の工事となる場合は含まれます。

Q22　自分で品物（例えばエアコン本体など）を買い、取付けのみ業者に委託した場合、自分で購入した品物代も補助対象として算入することは可能ですか。

A　　リフォームの定義は、必要な部分に係る「工事」としているため、この場合は取付けの際にかかった料金のみが対象となります。

Q23　リフォームの市内事業者加算について、例えば市外業者で４５万、矢板市内の業者で５万支払い、合計で５０万以上となった場合、加算対象になりますか。

A　　リフォーム該当となる工事金額（５０万以上）がすべて市内事業者に支払われた場合のみ対象となります。

作成日：平成23年 6月 1日
改　正：平成24年 9月 1日
改　正：平成26年 7月24日
改　正：平成27年 4月 1日
改　正：令和 2年 4月 1日
改　正：令和 4年 4月 1日
改　正：令和 8年 4月 1日
改　正：令和 8年 10月 1日